郵送による申請の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| １ | **申請者**は、郵送申請受付の予約をしてください。  ※更新申請において**許可期限が近い場合は、郵送申請を受付けられません**ので、ご注意ください。  東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当  TEL 03-5388-3587　FAX 03-5388-1381  東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課　審査担当  　TEL 042-528-2693 FAX 042-522-9511 |
| ２ | **申請者**は、以下の書類を郵送してください。  ①許可申請書　正本及び副本　　各１部  ②レターパックプラス（宛先記載のもの）　３部  （納入通知書、許可申請書の副本、許可証　各々送付用）  ③郵送申請チェックリスト |
| ３ | **申請者**は、納入通知書を東京都から郵送されます。 |
| ４ | （１）納入通知書に記載されている期限内に申請手数料を指定する金融機関（※）の**窓口**で納付して下さい。  ※指定する金融機関とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、三井住友銀行、りそな銀行等です。※**納入者(振込人名)は申請者**になります。  **※ペイジー（インターネットバンキング、モバイルバンキングＡＴＭ等）で納付してしまった場合は、東京都へご連絡ください。**  （２）その後、領収印がある納入通知書兼領収証書または原符兼払込金受領証の写しを東京都へ  送付して下さい（FAXで送っていただくこともできます。）  **納付が確認できない場合、申請手続きは開始されません。** |
| ５ | **申請者**は、許可申請書（副本）を東京都から郵送されます。  ※不足書類等がある場合、不足書類確認書を同封します。この場合は速やかに不足書類等の提出を行ってください。 |
| ６ | 許可申請書類について疑義がある場合、東京都の担当者から電話でお問合わせさせていただく場合があります。（上記４の前にお問合わせする場合もあります。） |
| ７ | 許可申請書類の完成（※不足書類等がない状態）後、東京都は、許可申請書類の審査を開始します。 |
| ８ | 審査の結果、許可基準に適合していると認められた場合、東京都は、許可証を交付します。　　　　（７の審査開始後、約３カ月以内） |